

国内経済

# 消費ローンをめぐる経営環境と課題

## 増える個人破産

個人消費を支えてきた消費ローンであるが、ここへ来て、消費ローン業界の経営環境は個人破産の増加と上限金利引下げの動きから、不透明感を増している。

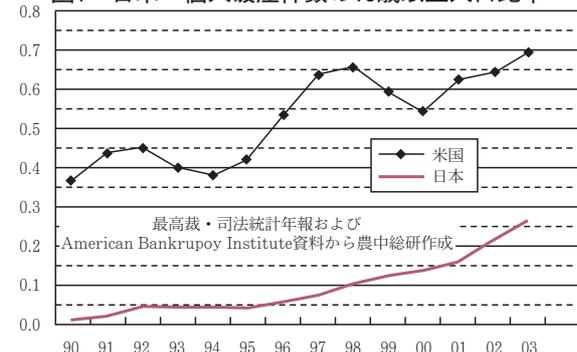
わが国の個人破産件数は02年度に20万件を突破(21.6万件)。15歳以上人口に対する個人破産申請件数の比率(以下、「破産者・人口比率」と略す)も0.22%となった。これは95年度に比べ、件数、比率ともに約5倍増の水準である。03年度も破産申請件数は前年度比2割増のペースで増えており、破産者・人口比率は0.25%を越す可能性が大きい(注1)。

(注1) この他に、個人債務者・民事再生手続申請者が02年度、約15,300件ある。

一方、米国の02年の個人破産件数は151万件で破産者・人口比率は0.64%。今年(03年)は約0.7%、165万件を超すと予想される。

しかし、90年代初め、米国の破産者・人口比率は0.3%強であった。過去15年でその比率は約2倍に上昇したことになる(図1)。

図1 日米・個人破産件数の15歳以上人口比率



(注) 比率(%) = 年間個人破産申請件数 ÷ 15歳以上人口。  
03年は直近迄増加率での年間試算

90年代の米国は、長期にわたる経済成長を享受。所得環境が良好に推移したにもかかわらず、前述のように個人破産が増加をたどった背景に個人破産に伴う社会的汚名(Stigma)感覚の低下があったことが、米国の研究で指摘されている。

たとえば、破産に対する社会的汚名の感覚が

低下し、破産への親族・親戚の受け止め方が忌避という姿勢から、破産勧奨の傾向に変わってきたと言われる。また、一例にすぎないが、ケスラー社(Kessler International)が01年に破産裁判官や管財人、弁護士を対象におこなった匿名調査によると、破産者中、31%はきわめて悪質な破産法の悪用があり、やや悪用と見られるケースが63%。破産申請が破産法を順守して行われているのは6%という回答であった。

このような安易とも言える米国の破産法の利用実態は、現状、わが国に直接は当てはまらないとしても決して他人事ではない。破産法改正により破産手続きに必要な予納金の大幅引き下げや自己破産決定の「即日面接」制度の導入など、自己破産は容易になっている。

今後、わが国は中期的に経済再生に成功し所得環境は改善をたどるかもしれない。しかし、米国に10年遅れるといわれるわが国で、90年代の米国と同じように、社会的汚名意識の低下から、個人破産申請件数がさらなる増加をたどる可能性は小さくないと思われる。

## 上限金利引下げと規制強化

金利面では、91年に消費ローン(出資法)の上限金利が54.75%から40.004%に引き下げられた後、1990年代に商工ローン(中小企業向けの貸金業者)による高利取り立て等が社会問題化。2000年に消費ローンの上限金利は29.2%へ引き下げられた。

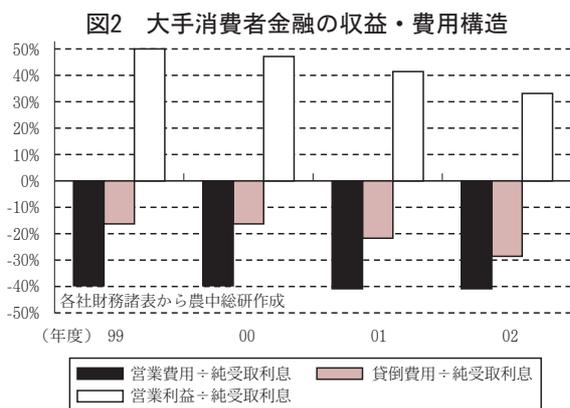
しかし、悪質な一部登録業者を含めて、年率数千%におよぶ違法な金利で貸し付ける「闇金融」の社会問題化をきっかけに、出資法・上限金利の引き下げと違法業者の取り締まり強化の論議が再び高まった。

貸金業規制法および出資法の改正が03年7月25日通常国会で成立。出資法が定める、現行29.22%の法定上限金利改正は見送られたが、3年後の見直し規定がつけられた(注2)。貸金業者等の反対は予想されるが、3年後の上限金利引き下げの圧力は大きい。

(注2) 質屋営業法で特例として認める年109.5%の金利を超える金銭消費貸借契約の無効明記、懲役5年・罰金1000万円に強化された罰則規定等が主な改正点。

過去、個人向けの高金利貸付や暴力的取立てが痛ましい犠牲者を生んできたことは確かであり、金利の適正化は消費者信用政策上、重要な問題である。その一方、前述のような金利をめぐる制度変更により、消費ローン業界の収益環境は、一段と悪化すると見るべきだろう。

上場消費者金融会社は、合併による規模拡大要因から増益を果たしたアイフルを除き、02年度は営業減益となった。また、大手消費者金融5社の利益水準そのものは高いが、貸倒処理費用の増加、営業経費率の上昇によって、収益構造は悪化している(図2)。



貸倒費用の純受取利息(受取利息 - 支払利息)に対する比率は、この4年間に16%から29%へ上昇。また、販管費等営業費用の純受取利息に対する比率は、規模拡大の経済効果が働かず、39%から41.5%へ逆に上昇した。市場拡大にも限界があり、営業費用の高さの是正も必要となっている。

予想される上限金利引下げや破産者増加など消費ローン・ビジネスの環境は中期的にさらなる変化を迎えよう。

### 経営悪化に伴う貸出選別の問題

米国ではFRB等による貸出に関する規制はあるが、国レベルでの上限金利規制は無い。勿論、「ペイデー・ローン」など借り手の高金利負担の問題は日本と同様に指摘されるが、多様な信用リスク段階にある者に対し、様々な金利設定等のローン商品提供をおこなう消費ローン・ビ

ジネスが展開されている。これに対し、わが国では法律上の一律的の上限金利設定(引き下げ)によって、そのようなビジネス展開は不可能である。経営環境悪化に対応し、消費ローン業者が打てる手立ては決して多くないのである。

消費ローン業界では、従来、比較的风险の小さい顧客層に相対的に低い金利で貸し出して確実に利益を上げる大手企業と、比較的风险の高い顧客層に比較的高い金利で貸し出して利益を上げる中小、零細企業という棲み分けがあったといわれる。

上限金利がここ10年余りで2回にわたって引き下げられたことにより、高リスク借入者に対し高金利での貸付をおこなっていた中小・零細消費者金融業者は経営困難に陥ったという指摘がある。実際、貸金業登録業者数(財務局登録、知事登録の合計)は、91年度の37千件から02年度には26.3千件に減少した。

業界団体が主張するように、上限金利の引き下げが高リスク・高金利貸出をおこなう貸金業者の対応を狭め、個人破産の増加やヤミ金融業者の増加を引き起こしているかどうかということは実証されにくい。わが国で3年後、さらなる一律的の上限金利引下げがおこなわれれば、消費ローン会社の多くは、貸倒費用抑制に動き、信用リスク対応を厳格化し、顧客を絞り込む方向を取ることが予想される。

また、信用リスクの比較的低いと評価される優良顧客層に対しては獲得競争が強まり、結果的に信用リスクに見合わない金利引き下げが激化。収益性が低下し業者の融資体力を弱めることが懸念される。

よって、今後、一定の消費ローン上限金利引き下げ政策の継続が求められるとしても、健全な消費ローン・ビジネス展開を社会的に認めるならば、上限金利引下げには自ずと限界・下限がある、と思われる。

### 信用情報システム整備が重要

長期的な消費者信用政策の課題として、米国のような個人信用情報システムの整備が重視されるべきだろう。

すなわち、業態横断的な個人信用情報システムを整備。秘密保護を強化した上で、銀行を含

むより広い範囲の消費ローンの貸し手が信用情報を共有し利用可能にする。借り手側の消費者も自分の信用リスク評価を知ることが出来るようにし、その信用リスク評価に見合った適正な金利で借りられる消費ローン市場育成が重要である。また、それがローン乱用・過剰与信による事故・事件を減らすことにもつながる、と思われる。

日本の個人信用情報機関は、現状、ほぼ業態別に主に4機関に分かれており、情報の共有化が不完全であるために、個人信用情報の整備が不完全な状態にあるといわれる(表1)。つまり、ほかの業態からお金を借りている消費者の情報は把握しにくく、それが多重債務者の発生を増やし、業者と消費者双方に損失を生じさせている可能性がある。

全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置した機関であり、会員は銀行、信用金庫、信用組合などである。シー・アイ・シーとシーシービーは株式会社組織である。シー・アイ・シーはクレジット産業が設置。シーシービーは外資系及び国内消費者金融会社、信販会社、流通系カード会社などが設置している。

全国信用情報センター連合会は、消費者金融系の独立した33の信用情報センターの連合会となっている。

このように日本の主要個人信用情報機関は、業態別に分かれ、その収集・活用している情報も様々である。消費者金融会社は、新規にお金

を借りに来た顧客がほかからも借り入れをしていないかどうか、という点に重きがおかれるのに対し、クレジット会社では顧客の購買傾向、銀行では勤続年数などを重視する傾向がある。

これに対し、米国では、「消費ローン市場の成長促進要因のひとつは、個人信用情報(クレジット・ビューロー)の整備にある」といわれている。

米国には数百社の個人信用情報機関があるが、そのうち全土をカバーし、業態横断的な情報を持つEquifax、Experian、Trans Unionの大手3社が市場の90%以上を占めている。

信用情報は、支払履歴等によって9ランクに分けられ、FICO<sub>R</sub>等の信用判別スコアリングと併せて、消費ローンの与信判断に使われる。

クレジット・ビューロー会社は、収集した個人情報を提供するほか、一定の与信基準を満たした顧客リストの作成、販売などもおこなう営利企業であり、インターネットなどを通じて、毎日200万件の与信情報が提供される。

一方、プライバシー保護などの面でも、最大限の注意が払われ、消費者もインターネットなどを通じて、自らの信用情報が正確に提供されているかどうかをチェックすることができる。それが正確でなければ、修正・訂正をおこなうことが可能であるとともに、信用リスクに関する付加的な情報を提供すれば、評価の引き上げも可能となる(このクレジット・ランクの修正・引き上げのアドバイス等をおこなうコンサルタ

表1 個人信用情報機関4センターの概要

項目	機関名	全国銀行個人信用情報センター	(株)シー・アイ・シー	全国信用情報センター連合会	(株)シーシービー
組織形態		全国銀行協会が設置し、社団法人東京銀行協会が運営	株主はオリエンタコーポレーション、クレディセゾン、日立キャピタル、丸井など44社	独立した33信用情報センターの連合会	株主は信販会社、銀行系カード会社、流通系クレジット会社、信用保証会社、消費者金融会社など33社
主な会員資格		全国銀行協会の正会員	(社)日本クレジット産業協会に入会している	貸金業者として登録していること	貸金業法、割賦販売法、銀行法等による業
会員数		1612社	835社	4379社	408社
保有データ量		7360万件	2億245万件	1643万人	1億300万件
月間照会件数		174万件	1399万件	1410万件	400万件
回答率(ヒット率)		67.3%	95.7%	—	93.3%

金融財政事情研究会「月間消費者信用2002年9月号」より農中総研作成

タントも多く存在)。また個人信用情報提供の目的、内容、正確性、利用者義務、提供者義務などが細かく定められ、情報の開示とプライバシー保護のバランスに最大限の配慮がなされている。

これによって、米国では延滞発生率の抑制や与信拒絶率をコントロールすることに成功している、と言われる。信用情報を共有・公開することにより、貸し手と借り手間の情報の非対称性をなくし、逆選択を減少させることは、顧客、供与側双方にとってメリットとなる。

日本でも業界間の情報交換の機関として、1987年からCRIN (Credit Information Network) が稼働している。CRINは、全国信用情報センター連合会、全国銀行協会、(社)日本クレジット産業協会の三者が、旧大蔵省及び旧通商産業省の指導を受けて構築した個人信用情報の交流システムである。しかしCRINで得られる情報は、各信用情報機関が保有している信用情報のうち延滞等の事故情報に限定されており、借り入れなどの情報は対象となっていない。1993年の旧大蔵省「多重債務問題懇談会」で幅広い情報の交換が検討されたが、業態間で保有する情報量に差があり不公平である、などの理由で見送られた。

2000年には、消費者金融業界とクレジット・信販業界で個人信用情報を交流する「テラネット」が始まったが、対象となっている情報は、クレジットや消費者ローンの利用に関係する信用情報の一部にとどまる上、銀行などの民間金融機関は加入していない。

また、これらの個人信用情報機関に加盟していない業者も多い。01年の貸金業者数は約24,000社あるが、全国銀行個人信用情報センターを除く3機関の会員数を単純合計しても約5,600社にしかない。

今後は、業態間の情報共有化を進めていくことが、業態間にまたがる多重債務問題の解決に近づく方法の一つであり、増大する個人破産や、個人ローン市場における不良債権の増大コストを低下させることにもつながると考えられる。

しかし、米国のように多くの消費者が自ら信用情報を提供かつチェックできる横断的データ・システムが、わが国でも構築される可能性は、残念ながら、当面小さい。

顧客募集面から言えば、新たな顧客対象となる若年人口の減少のなかで、顧客募集コストの上昇という問題が一段と厳しさを増すだろう。前述のように、銀行系個人ローン子会社では当初計画どおり黒字化するところもあるが、顧客(信用)情報の少なさや顧客募集コスト面で厳しい展開が見込まれる。大手消費者金融会社の優位は動かないだろうが、大手消費者金融会社においても営業費用比率は上昇をたどっており、米国の同業他社に比べ高コスト体質となっている。上限金利引下げに対応した圧縮努力が必要となろう。

米国では、顧客の消費行動に関する情報を内部に持っている通販・流通系業者による消費ローンのビジネス展開が目立つと言われる。わが国でも、提携等によって、従来の業界地図を変えようような動きが出てくるのか、注目される。

## 消費活性化と消費ローン

低所得者層を中心とした消費ローンの利用拡大は、所得減少の中で個人消費を下支えする要因の一つとなっている。手取り収入の伸び悩みなか、消費水準の維持をはかる手段として、今後も消費者信用、消費ローンやクレジットの利用は中期的に増加をたどると思われる。それは、マクロ経済的にも重要である。

しかし、過剰与信や個人破産の増加、高金利貸し付けなど消費ローン等利用に伴う社会問題の抑制は、上限金利の引き下げや違法業者の取り締まり強化だけでは解決できないだろう。

その方策として、消費者信用政策の重要な柱に、消費者自らも参加・情報提供できるような横断的個人信用情報システムの整備推進が据えられることが望まれる。米国で見られるような充実した個人信用情報システムに蓄積された、出来るだけ正確な信用情報をもとに適正な貸出がおこなわれる体制づくりが必要である。

米国の旺盛な個人消費を支えているのは最も進んだ個人信用情報であることは既に見てきたが、消費拡大による経済再生のためにも、個人信用情報システム構築の政策的支援は重要な政策テーマであると思われる。

(国内経済金融班 渡部 木村 田口)